

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第41号）（総務局人事部人事課）

地方公務員法の一部改正により市長は人事行政の運営の状況の概要等を公表しなければならないこととなったことに伴い、当該公表に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 人事行政の運営の状況の報告

任命権者は、毎年8月31日までに、市長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務の再任用職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならないこととします。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 人事委員会の業務の状況の報告

人事委員会は、毎年8月31日までに、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならないこととします。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

3 人事行政の運営の状況の概要等の公表

(1) 市長は、1及び2の報告を受けたときは、毎年10月31日までに、1の報告を取りまとめ、その概要及び2の報告を公表しなければならないこととします。

(2) (1)の公表は、次に掲げる方法により行うものとします。

ア 市役所及び区役所の掲示場に掲示する方法

イ その他市長が定める方法

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市条例第41号

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営の状況の報告)

第2条 任命権者は、毎年8月31日までに、市長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

(人事委員会の業務の状況の報告)

第3条 人事委員会は、毎年8月31日までに、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(人事行政の運営の状況の概要等の公表)

第4条 市長は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年10月31日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所及び区役所の掲示場に掲示する方法
- (2) その他市長が定める方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)